

平成22年4月

会員の皆様へ

(社)日本食品衛生学会
会長 米谷 民雄

公益法人制度改革への取り組みについて

公益法人制度改革への当学会の対応につきましては、公益社団法人を目指すという理事会の方針に従い、具体的作業を行ってまいりました。本年3月24日には内閣府事務局を訪問し、作成した定款(案)につきましてご指導をいただきました。

この度、ご指導を反映させました定款(案)改訂版を、当学会のホームページに掲載致しました。内容につきまして、再度ご確認いただけましたら幸いです。また、細則(案)につきましても、合わせて一部改定を行いました。

公益法人認定申請に関する総会での審議につきましては、下記のとおりお諮りしたいと考えております。ご意見、ご質問がございましたら、事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

総会審議事項

1) 総会議案：公益法人移行認定申請の承認

提案理由：

公益法人制度改革関連3法が2008年12月1日から施行され、これまでの公益法人は特例民法法人となり、法律施行後5年以内に公益法人、一般法人または解散の選択肢の中から対応を選択しなければなりません。

本件に関して、当学会ではこれまで、組織・運営委員会、常任理事会、理事会で検討を重ね、かつコンサルティング会社の協力も得て準備をしてまいりました。

次の2010年5月の総会にて、公益社団法人移行認定申請について下記内容で提案させていただきます、ご承認をいただきたいと考えております。

提案内容：

申請内容およびスケジュールについて

- ・ 定款変更案(停止条件付き)及び細則変更案について、本総会にて承認をいただく。
(停止条件付きとは公益社団法人として認定され、公益社団法人の設立を登記することにより有効になるという意味)
- ・ 総会承認後の定款変更案及び細則変更案の軽微な修正対応については、理事会での協議に一任する。
- ・ 行政庁へ申請
- ・ 認定

- ・ 認定後 2 週間以内に社団法人日本食品衛生学会の解散登記および公益社団法人日本食品衛生学会として設立登記。(整備法第 106 条 1 項)(代表理事の登記も含む)同時に新定款を登記。
- ・ 解散登記、設立登記後、遅滞なく行政庁および旧主務官庁(文部科学省)にこれを届け出る。(整備法第 106 条 2 項)
- ・ 移行認定を受け移行登記をした場合、その前後で事業年度を区分する必要がある。(整備規則 2 ただし書き)
- ・ 上記事業年度区分が期中になった場合、臨時社員総会にて旧社団法人の決算承認を審議する。

本総会にて上記申請内容およびスケジュールに基づく公益社団法人移行認定申請について承認をいただく。

2) 総会議案： 定款および細則の変更

総会にて定款(案)、細則(案)及び授賞規定(案)の審議

提案理由：

この定款(案)が総会にて採択されますと、その後申請書類を作成し、公益法人認定申請が可能となります。